

経 緯 の 概 要

日 時	内 容
平成 12 年 7 月 4 日 7 月 5 日	通産省から当社に対し、「平成元年に実施した福島第一原子力発電所 1 号機の定期検査における、蒸気乾燥器（以下、「ドライヤ」という）をめぐるトラブル報告に関して事実確認してほしい」旨の電話による調査依頼がなされた。 当社から通産省に対し、上記ドライヤ案件について書面により回答した。
	以後、通産省と断続的に折衝（追加調査依頼への回答や打ち合わせ）。
12 月 25 日 平成 13 年 3 月 1 日 6 月 6 日 6 月 15 日 7 月 26 日 8 月 8 日 8 月 23 日	通産省から当社に対し、7 月 4 日に依頼したドライヤ案件について、書面により確認依頼があった。 加えて、福島第一原子力発電所 1 号機における G E 社社員によるアレンレンチ紛失の疑いについても、書面により初めて確認を求められた。 この際、通産省から当社に対し、上記 2 案件については原子炉等規制法第 66 条の 2 に定める申告制度に基づくものとして扱うとの方針が示された。 なお、アレンレンチ案件については、「1 号機」として調査を求められたが、「3 号機」の誤りであった。（このことは平成 14 年 5 月 24 日に G E 社からの文書によって初めて確認された。） 当社から経済産業省原子力安全・保安院（以下、「保安院」という）に対し、回答案を提示した。 保安院とドライヤ案件について打ち合わせを行った。 この際、保安院から当社に対し、当社から G E 社に情報提供を求めるべきとの示唆があった。 当社から G E 社に対し、当時の責任者の現所属及び当該検査に関する責任者の記憶等について、書面により問い合わせた。 G E 社から当社に対し、当時の責任者は退職して話聞いていなかった旨、書面により回答があった。 当社から保安院に対し、12 月 25 日付文書のドライヤ案件について書面により回答した。 当社から保安院に対し、12 月 25 日付文書のアレンレンチ案件について回答した。
9 月 13 日 10 月 1 日	保安院から当社に対し、書面により申告案件 2 件に関する追加の確認依頼があった。 当社から保安院に対し、9 月 13 日付文書について書面により回答した。
	以後、保安院と断続的に折衝。
平成 14 年 3 月 14 日	G E 社と当社は、申告案件 2 件に関する事実調査に際して、両社が法務部門を中心に協力をしつつ進めていくことで合意した。

日 時	内 容
平成 14 年 5 月 10 日	G E 社から当社に対し、申告案件 2 件以外に 24 件について不適切な取り扱いが行われた可能性があることを口頭で知らされた。同時に、これらの内容について保安院から報告を求められていることを知らされた。（なお同月 15 日に 24 件の概要について、口頭で簡単な説明を受けた。）
5 月 30 日	申告案件 2 件以外の問題が 24 件あるとの指摘を受け、社内調査委員会を設置し、第 1 回目の委員会を開催した。
6 月 10 日～11 日	G E 社から当社に対し、申告案件以外の計 26 件（24 件から 2 件増加）について、G E 社側の資料をもとに初めて 1 件ごとの概要説明を受ける。 なお、G E 社は、26 件すべてについて、安全上の問題はないと説明した。 当社としての安全性確認作業に着手すると同時に、当社は G E 社に対し、不適切な取り扱いが行われた可能性がある対象機器が現存するものについて、安全性評価の資料の提出と詳細説明を要請した。
6 月 27 日	当社が G E 社に詳細説明を要請した「対象機器が現存するもの」について G E 社と当社が協議を行った。
8 月 7 日～9 日	当社から保安院に対し、初めて申告案件以外の 26 件の概要を説明し、また、現在使用中の機器が安全である旨を報告した。
8 月 28 日	当社から保安院に対し、現在使用中の機器が安全である旨の評価報告書を提出。 最終的に案件数は、申告案件 2 件を含め合計で 29 件となった。
8 月 29 日	保安院は、安全性に問題がないことを確認したうえで、これら 29 件について「原子力発電所における事業者の自主点検記録に係る不正等に関する調査」として公表した。 当社は、不適切な取り扱いが行われた可能性のある事案が 29 件あり、現在調査中であること、及び現在使用中の機器について安全上の問題はないことを公表した。
9 月 2 日	一連の不適切な取り扱いに関する経営責任を明確にするため、事実関係の調査中ではあるものの、会長、社長、原子力担当の副社長、相談役 2 名が辞任する旨発表した。
9 月 17 日	社内調査委員会の調査報告書を保安院に提出するとともに、その内容を公表するに至った。